

# 「更新制度」をご存じですか？

2022年  
10月3日  
開始

## 更新制度とは

ご加入されている契約が満期・満了を迎えるとき、一定の条件を満たすことで、健康状態の告知をせずに契約を更新できる制度です。

### 特徴① 健康状態の告知なしで安心の保障継続

現在ご加入されている保険種類、保険金額の範囲内※1であれば、告知をせずに保障をご継続いただくことができます。健康状態に不安のある方も安心して保障を継続していただくことができます。

### 特徴② 医療環境にあわせて保障を最新化

過去に販売していた入院・医療特約にご加入いただいていたお客さまも、  
**医療特約「もっとその日からプラス」に保障を最新化できます。\***2

### 特徴③ ライフイベントにあわせて 保険期間や保険金額を変更可能

保険期間は更新前契約よりも長く/短くでき※3、保険金額は更新前契約の保険金額の範囲内※1で変更可能です。そのため、更新時には、ライフイベントにあわせて適切な保障を選択することができます。

#### 対象となる保険種類※4

基本  
契約

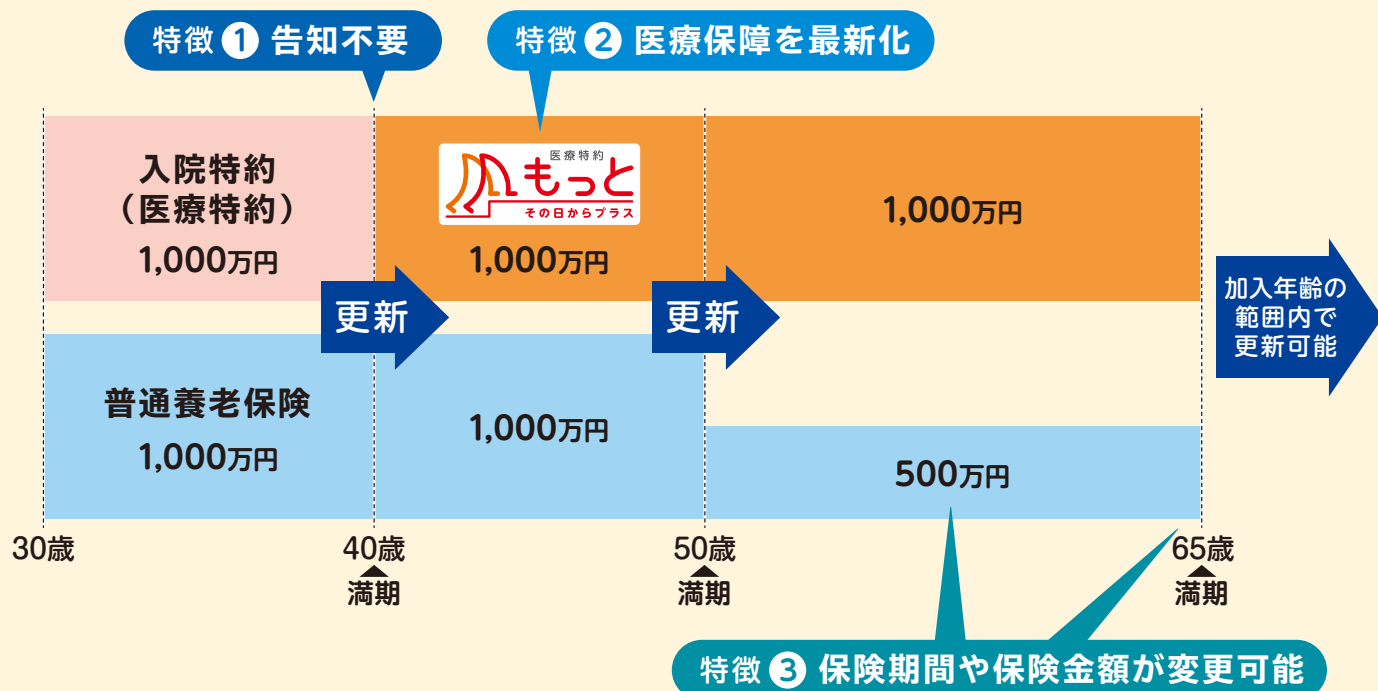
- 普通養老保険（短期払含む）
- 特別養老保険
- 普通定期保険
- 普通定期保険（R04）

特約

- 対象となる基本契約に付加された  
全ての特約

※1 会社が定める最低保険金額に満たない額を保険金額に設定することはできません。 ※2 更新前契約の基本契約に付加していた特約が更新時に販売していない場合、更新前契約の基本契約に付加していた特約のままでは更新できません。 ※3 新規申し込みの際に設定できない保険期間は、更新後契約としても設定できません。例：「保険期間が10年未満」や「更新後契約の満了年齢が設定可能な上限年齢を超える場合」 ※4 旧簡易生命保険契約(2007年9月30日以前の契約)は更新制度の対象外です。 ○2022年10月3日以降にお申し込みのご契約には、更新特約が自動的に付加されます。2022年10月2日以前にお申し込みのご契約は、2023年4月1日以降に保険期間が満了するご契約が、更新制度の対象です。

## 更新制度の利用例（普通養老保険にご加入の場合）



### ⚠️ ご注意いただきたい事項 等

満70歳以上のお客さまへのお知らせ	満70歳以上のお客さまへのご加入をお勧めすることは差し控えております。 保障のご継続を希望される場合、説明時にご家族等の同席をお願いしております。
契約種類	終身保険等、 <b>更新制度の対象とならない契約種類</b> がございます。 更新制度の対象となる保険種類であっても、 <b>保険種類を変更することはできません。</b> 例：普通養老保険→普通定期保険（R04）
更新後の保障内容	<b>【保険金の倍額支払※】</b> 新規契約の場合、契約日からその日を含めて1年6カ月経過後から保障されますが、 <b>更新の場合は更新日から保障</b> されます。 <b>【特約保険金の支払限度】</b> 更新前のご契約で既にお受け取りいただいた保険金額は、 <b>更新後の特約においても通算</b> します。
更新後の保険料等	更新後の保険料は、更新時の年齢や保険料率により計算しますので、 <b>通常は更新前に比べて高くなります。</b>
更新後の保険金額	更新後の保険金額を、 <b>更新前より増額することはできません。</b> 増額をご希望の場合は新規でお申し込みいただく必要があります。
年齢範囲等	<b>各保険種類に応じて更新可能な年齢の上限が定められています。</b> また、 <b>その他のご契約の状態等によってはお取り扱いできない場合があります。</b>
更新の手続き	ご契約の満了日の <b>原則2週間前までにお手続きが必要</b> となるため、ご検討の上、お早めにお手続きをお願いいたします。保険期間満了後は更新することはできません。

※普通定期保険（R04）は保険金の倍額支払の対象外です。

○更新時の年齢やその他の契約の加入状況により、加入できる保険金額などを超えたお申し込みがあった場合は、そのお申し込みをお断りし、契約成立後に判明した場合は、ご契約を解除することがあります。○ご契約の状態等によっては、更新制度のお取り扱いができない場合があります。○旧簡易生命保険契約（契約日が2007年9月30日以前の契約）は更新制度の対象外です。○仕組み図に記載の保険金額はいずれも、基準保険金額または特約の基準保険金額です。○各種保険金のお支払いには、一定の要件があるほか、お支払いできない場合があります。返戻金の水準なども含め、商品に関する詳しい内容については、「保障設計書（契約概要）」に記載されていますので、そちらを併せて必ずご覧ください。また、お申し込みの際には、ご契約に伴う大切な事柄を記載した「ご契約のしおり・約款」を冊子またはかんぽ生命のWebサイトにてご提供しますので、必ずご確認ください。

◆詳しくは、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店またはかんぽコールセンター（0120-552-950）にお尋ねください。